

第3章 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

第1節 生涯学習の推進

<現状と課題>

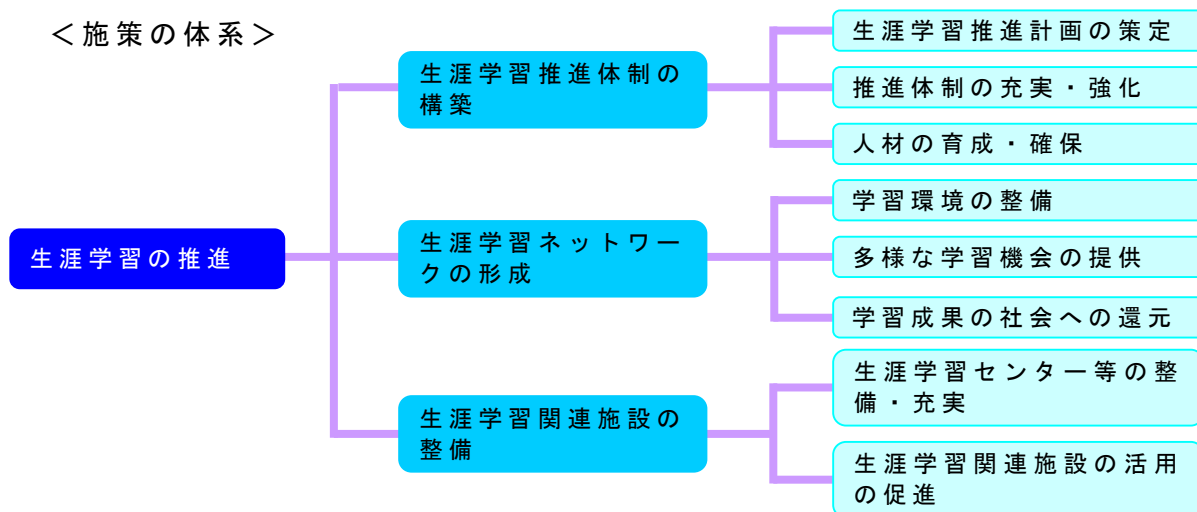
生活水準の向上や余暇時間の増大に伴う人々の価値観の多様化により、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、生き生きとした人生を築きたいという意識を持つ市民が増えてきています。このような状況の下、学びたいという意識を持つ市民が「いつでも、どこでも、誰とでも、何でも」学習できる生涯学習社会の実現が重要になってきています。

また、生涯の各期を通じて自らの資質を高め、新しい知識や技術を取得した市民が、その学習成果を地域活動や文化活動の中で活かしていくことも求められています。

本市においても地区コミュニティ協議会等を通じて各種の施策を展開していますが、多様な学習のニーズに即した、より具体的な推進計画づくりが必要となっています。

今後とも、社会の変化に応じた多様な学習機会の創出や情報提供等を進め、生涯学習の充実に努めるとともに、「市民が主役の生涯学習」という観点から、生涯学習プログラムの体系化、情報通信技術を活用した在宅学習の推進、大学等の民間を含めた生涯学習の場のネットワーク化等の施策を総合的に展開していくことが必要です。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 生涯学習推進体制の構築

(1) 生涯学習推進計画の策定

生涯学習に関する具体的な施策の体系的な展開を図るため，“地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり”という基本方針に基づき、「生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習を推進するための行動プログラムを確立します。

(2) 推進体制の充実・強化

行政関連部門や市民，各種民間団体等の連携・協働による生涯学習推進体制の構築を図ります。

また，総合的な生涯学習関連施策を効率的・効果的に推進するため，生涯学習推進本部の活動を強化し，その組織の充実を図ります。

(3) 人材の確保・育成

生涯学習プログラムの開発，運営に際して適切なアドバイスなどを行う生涯学習リーダーや生涯学習ボランティアコーディネーター※を確保するため，専門的知識や技術を持った人材の確保・育成に努めます。

※生涯学習ボランティアコーディネーター⇒生涯学習のボランティア活動において，活動を希望する側と受入れを必要とする側の需給バランスを調整する役割を担う人。

2 生涯学習ネットワークの形成

(1) 学習環境の整備

ア 情報ネットワークの形成

学習機会の充実と学習内容の多様化・高度化を図るため，生涯学習に関する各種情報を収集・整理し，学習の内容・方法，施設の状況など適切な学習情報の提供ができる情報システムの整備を進めるとともに，IT講習会の開催等により市民の情報技術の向上を図ります。

イ 地域学習活動の促進

地域において社会教育及び生涯学習の推進の中心的役割を担っている地区コミュニティ協議会，PTA等の研修等を積極的に支援するとともに，団体，グループ・サークル相互の連携を促進します。

また，地域住民の自主的で創造的な生涯学習活動を支援するため，地区コミュニティ協議会を中心に，市民が企画運営段階から参加でき，それぞれの学習成果を活かせる自治活動を促進します。

(2) 多様な学習機会の提供

ア 体系的な学習プログラムの構築

環境学習，地域学習，健康学習など，各自のライフステージに応じた学習ニーズを的確に把握しつつ，継続的な学習プログラムの整備を図ります。

また，少子・高齢化，高度情報化の進展や余暇の増大に対応した生涯学習プログラムのほか，インターネット等の情報通信技術を活用した在宅学習，高齢者・子どもを対象にした講座など，体系的な生涯学習の在り方について検討を進めます。

さらに，高等教育機関との連携・協力の下，社会人の循環学習ニーズへの対応に努めます。

イ 情報通信メディアの活用

教育情報衛星通信ネットワークやインターネットなど，情報通信メディアを活用した生涯学習の普及を図ります。

(3) 学習成果の社会への還元

市民が生涯学習によって得た学習成果や高齢者の豊かな経験・知識・技能をボランティア等の活動を通じて社会に還元できるよう，人材バンク※の充実等諸条件の整備に努めます。

※人材バンク⇒社会をよりよくしていくため，自分の能力，技能，時間を自主的に無報酬で提供するボランティア活動を行う意志のある人たちをあらかじめ登録しておき，活躍してもらうようにしておく仕組み。

3 生涯学習関連施設の整備

(1) 生涯学習センター等の整備・充実

各地域において生涯学習の推進の中核的役割を担う拠点施設として，生涯学習センターの整備，機能の充実を図ります。

また，既存の生涯学習関連施設の情報通信機能や文化拠点機能の強化に努め，施設間のネットワーク化を図ります。

さらに，川内駅周辺については，商業機能，文化・交流機能の集積に加え，生涯学習推進機能を併せ持つ複合拠点施設の整備を検討します。

(2) 生涯学習関連施設の活用の促進

コミュニティセンター，川内文化ホール，入来文化ホール，中央図書館，川内歴史資料館，少年自然の家，せんだい宇宙館，川内まごころ文学館，祁答院生態系保存資料館（アクアタイム）など生涯学習関連施設の活用を促進します。

図書館においては、蔵書の充実を図るとともに、近隣市町との間の図書相互貸借システムや、県や他の自治体、大学、県外の図書館等との情報通信システムを活用し、図書の照会や検索などに対応できるレファレンス※システムの構築を進めます。

また、移動図書館車が市内全域を巡回することにより、図書館サービスの充実に努めます。

視聴覚ライブラリーにおいては、視聴覚機器等を整備・充実し、視聴覚教育を推進します。

川内歴史資料館においては、収蔵品等の照会に対応できる情報通信システムを活用した検索システムを構築するなど、機能の充実に努めます。

※レファレンス⇒何らかの資料あるいは情報を求める利用者に対して、その資料・情報が得られるよう、図書館員が図書館の資料と機能を活用し資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料を結びつける業務。

第2節 社会教育の促進

<現状と課題>

近年，社会情勢は急激に変化し，社会教育を取り巻く環境も大きく流動しています。特に，児童・生徒に関する諸問題は複雑化しており，家庭におけるしつけの充実等が叫ばれるとともに，家庭，地域が一体となった青少年の健全な育成が重要な課題となっています。また，国際化の進展等社会の急激な変化に柔軟に対応できる人材の育成や，心豊かで他人を思いやる優しい心を持った青少年の育成も不可欠といえます。こうした中で，時代の要請に的確に対応できる社会教育の推進体制の整備を図ることが求められています。

今後，家庭，地域や民間団体等関係機関の連携・協力体制を確立し，地域社会が一体となって，急激な社会の変化や高度化する市民の学習ニーズに的確に対応し得る教育の充実を図る必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 社会教育活動の充実

(1) 社会教育関係団体の育成

各種社会教育関係団体が，社会教育指導員の助言の下，指導者の育成及び会員相互の連携を通じて組織力を強化し，実生活に即する教養講座や学級を設置するなど自主活動を積極的に展開するよう促します。

(2) 家庭教育の充実

社会教育を進める上で，家庭は大きな役割を果たしています。国・県との連携の下，家庭と地域との繋がりを深めるとともに，家庭教育学級や講座等を開催し，健全な子育てやしつけなど家庭教育の充実を図りながら，家庭の抱える様々な問題に対処します。

第3節 人権の尊重

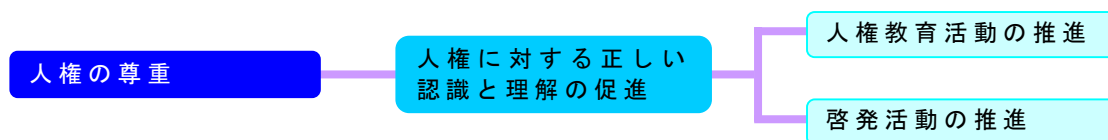
<現状と課題>

私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴う様々な問題が少なからず存在します。これらの問題に共通していることは、本人の責任ではないにもかかわらず、何らかの差別意識によってそれぞれの基本的人権が侵害されていることです。

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障されています。人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を人々が身近な問題として捉えるよう、地域・学校などあらゆる場において教育活動を展開する必要があります。また、人権問題を正しく理解するため、積極的な人権問題への取組や啓発、広報活動を進め、人権に対する市民の意識の高揚を図ることも必要です。

今後も、市民一人一人が正しい理解と認識の下に不断の努力を行い、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指していかねばなりません。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 人権に対する正しい認識と理解の促進

(1) 人権教育活動の推進

あらゆる場において、高齢者学級，家庭教育学級，企業内研修等を通じた人権教育活動を推進し，人権問題の正しい理解を促進します。

(2) 啓発活動の推進

人権啓発強調月間や人権週間を通じて積極的に人権問題の啓発・広報活動を行い，人権に対する市民の意識の高揚に努めます。

第4節 幼児教育・学校教育等の充実

<現状と課題>

近年、人格形成期における心の未発達が原因と思われる児童生徒の事件やいじめ、不登校などが社会問題となっています。「まちづくりの原点は人づくり」であり、心豊かで他人を思いやる優しい心を持った人間を育成する教育が求められています。

こうした中、幼児教育については、基本的な生活習慣などを身につける家庭での教育と家庭だけでは体得できない集団での教育との両方が必要とされます。また、地域との関わりの中で、郷土を愛する子どもを育てていくことが求められます。

学校教育については、自ら考え判断し、自ら解決することができる「生きる力」の育成を基本としながら、各地域の実情も踏まえ、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底に努め、児童生徒にとって魅力ある教育を展開することが重要です。特に、一人一人の個性を尊重し、かつ、多様な能力を伸ばしつつ、思いやりのある人間性豊かな心身ともにたくましい児童生徒を育成することが求められます。

また、校外学習を含めた体験学習を積極的に推進し、家庭や地域の教育機能を高めながら、学校と家庭及び地域との連携を強化していくことも大切です。

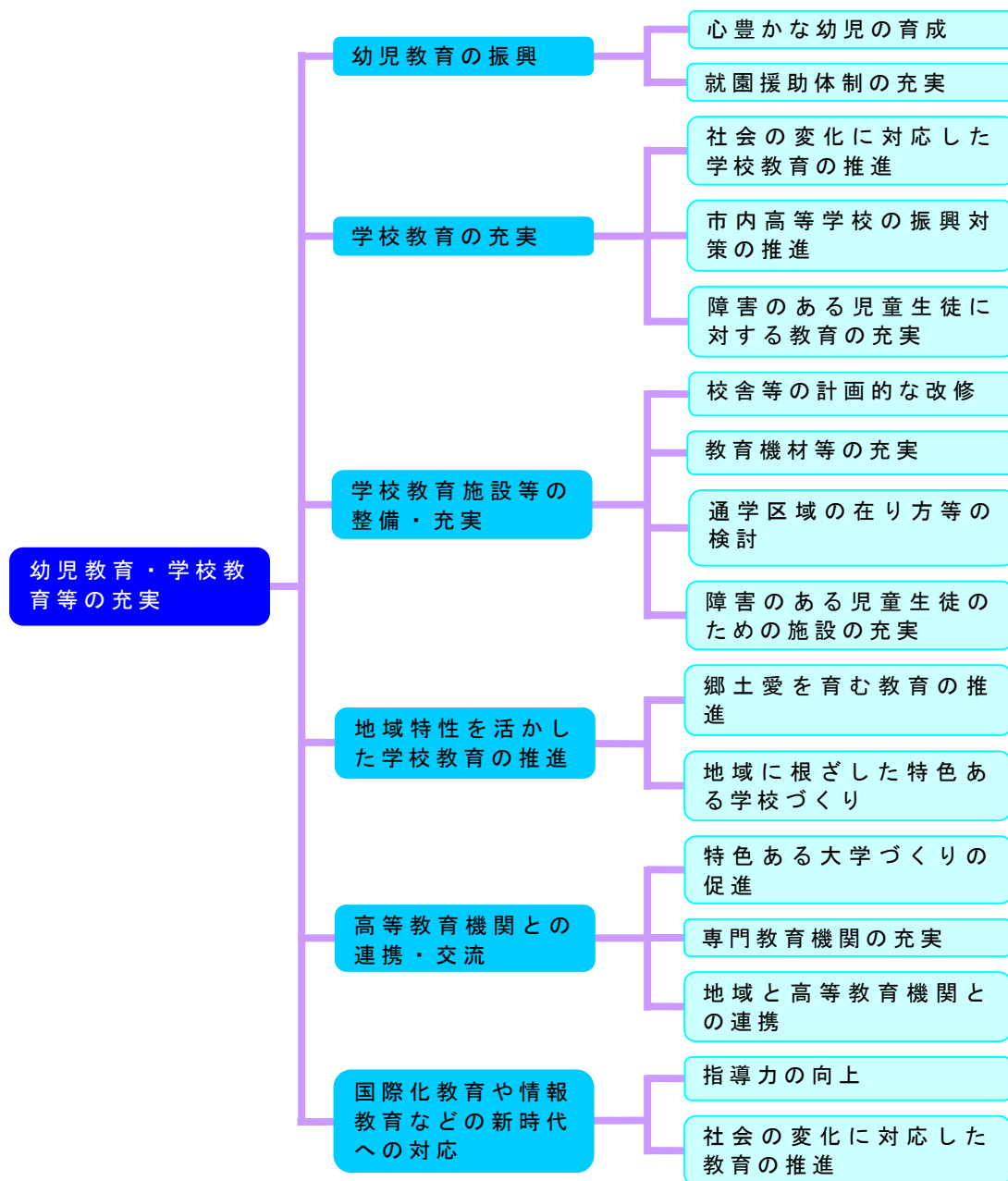
教育施設については、大規模改修等の老朽校舎対策に加え、国際化、高度情報化、バリアフリー等の新たな社会の潮流はもちろん、地域住民による生涯学習のための利用等の面でも的確に対応できるような施設・設備の整備・充実が必要です。

さらに、障害のある児童生徒に対しては、それぞれの状況や個性に応じた教育の推進、教育相談や就学指導の充実、教職員の資質の向上、健全児と共に教育を受けられる環境づくり等が求められています。

このほか、高等学校教育に関しては、少子化の急速な進行に伴う生徒数の減少等に伴い、その在り方等の検討が進められているところです。

高次教育については、日々変動する社会情勢に的確に対応できる人材の育成が必要です。また、学生・生徒が充実した学校生活を送るため、教育内容を特色あるものに充実することも求められます。特に、大学等においては、市民の多様な学習ニーズに応え、地域と共生する開かれた高等教育機関として、公開講座等の実施・充実が求められています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 幼児教育の振興

(1) 心豊かな幼児の育成

集団でのふれあいや体験の中で、幼児一人一人の個性を伸ばし、心身の健やかな発達が促されるよう、教育内容や指導方法の改善・充実に努め、郷土の自然を愛する心豊かな幼児の育成を目指します。また、小学

校や保育所との連携を図りながら、特色ある幼稚園づくりを進めます。

(2) 就園援助体制の充実

女性の社会参画の進展，核家族化や少子化の進行など子どもを取り巻く環境の変化に対応した幼児教育体制の充実に努めます。また，幼稚園就園助成や幼児教育支援補助により保護者の負担の軽減を図ります。

2 学校教育の充実

(1) 社会の変化に対応した学校教育の推進

ア 「生きる力」を育む学習指導の充実

基礎学力の向上を基本としつつ，それぞれの学校による創意工夫を活かした教育課程の編成を支援します。

また，コンピュータの活用，ティーム・ティーチング※（複数の教師による授業）や社会人講師の導入など，効果的な学習指導法を取り入れ，一人一人の能力や適性に応じ，楽しく学べる，わかりやすい授業の実施に努めます。

さらに，子どもたちの個性を伸ばし，自ら学び，自ら考え，主体的に判断・行動し，よりよく問題を解決できる「生きる力」を培うため，自然体験学習や社会体験学習のほか，観察・実験，見学・調査，ものづくりなどを通して，子どもたちが自ら課題を見つけ，考え，判断できる体験重視型の学習を展開します。

イ 学校保健の推進及び学校における安全の確保

児童生徒の基礎体力・運動能力の向上を図るとともに，食生活をはじめとする望ましい生活習慣の習得など，家庭と連携した健康教育の充実を図ります。また，校内事故に対する安全管理・安全指導に努めるとともに，交通安全指導を行います。

ウ 体育活動の充実

児童生徒が自ら楽しめる体育学習を展開するとともに，学校外の日常的なスポーツ活動や地域スポーツクラブ活動への積極的な参加を促進し，心身ともにたくましく，協調性を持った児童生徒の育成を図ります。

エ 教育相談の充実

「心の居場所」としての保健室の機能の強化やカウンセリングルームの設置を進め，子どもが悩みや問題を相談しやすい環境を整備します。また，子どもの心のケアの充実に取り組み，心の教室相談員による適切な指導や相談などに努めることを通じて，不登校・いじめ対策の一層の充実を図ります。

さらに，学校と家庭・地域社会・関係機関との連携を強化し，地域

全体として“子どもを見守り育てていく体制”を整えます。このほか、県と協力して、スクールカウンセラーや保健・医療の専門家等との連携の強化に努めます。

オ 学校給食の充実

学校給食における衛生管理の徹底を図るとともに、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食の提供に努めます。

また、地場農水産物の消費拡大の観点から、学校給食における地産地消を推進します。

カ 教職員の資質の向上

児童生徒の健やかな成長を図るため、授業における実践を通して教職員の指導技術の向上を図るとともに、体験的な研修を含め各種研修を充実させ、常に子どもや地域とともにあり、自らの資質向上に意欲的に取り組む教職員の育成に努めます。

また、教職員の新たな評価システムの実施や資質の向上を必要とする教員への対処など新たな人事管理に適切に対応し、市民の信頼に応えられるよう努めます。

※ティーム・ティーチング⇒複数の教師により、それぞれの専門性や特技を發揮しながら役割を分担し、力を合わせて一人一人の児童生徒に応じた指導を行う協力型の授業形態。

(2) 市内高等学校の振興対策の推進

ア 特色ある高校教育の促進

豊かな教養と高度な専門知識や技術の習得が可能となるよう、時代のニーズに対応した特色ある高等学校教育の展開を促進します。

また、私立高校への助成を行うなど就学環境の充実に努めます。

さらに、市内の公立高校の再編整備問題については、地元住民等関係者の意見を十分に聞きながら、それぞれの伝統・特色を活かし、生徒の多様な学習ニーズに対応できる学校が構築されるよう県教育委員会に働きかけます。

イ 奨学金制度の充実

高等学校、大学等の在學生に奨学資金の貸付を行う奨学金制度の充実に努めます。

(3) 障害のある児童生徒に対する教育の充実

ア 障害のある児童生徒への教育内容等の充実

障害のある児童生徒については、一人一人の能力を最大限に引き出し、成長させ、社会的自立の可能性を伸ばしていくため、特殊学級、通級による指導教室等において、それぞれの障害の程度や個性に応じた適切な教育を推進します。

イ 障害のある児童生徒に対する理解の促進

障害のある児童生徒と他の児童生徒や地域の人々との交流を進め、相互理解を深めながら、すべての子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、障害のある児童生徒と障害児教育に対する市民の理解を促進します。

ウ 障害のある児童生徒の教育相談体制の整備

保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、児童生徒一人一人の障害の状況に応じた適切な指導や教育相談ができる体制を整備するとともに、障害のある児童生徒の保護者に対する継続的な教育相談の実施に努めます。また、3歳児学級など就学の場の早期提供を検討するとともに、障害のある子どもを持つ保護者に対して、障害児教育に関する啓発・指導を行います。

エ 教職員の指導能力の向上

障害児教育に関する基本研修や専門研修などの充実を図るとともに、その教育に携わる教職員の資質や指導能力の向上に努めます。

3 学校教育施設等の整備・充実

(1) 校舎等の計画的な改修

耐震化等をはじめとする校舎の大規模改造・改築，特別教室の整備，屋内運動場の新增改築，プールの改築，スロープ等の設置など，中長期的な視点から計画的に教育施設の整備・改修を進め，ゆとりある豊かな心を育むことのできる学習環境の確保を図ります。

(2) 教育機材等の充実

技術の進歩を続けるパソコンなどの情報教育機材や校内LAN※，視覚機材等の教育機材の更新を行い，国際化，情報化に対応できる教育環境の整備に努めます。

※LAN⇒Local Area Network の略。公衆回線とは別に，同一ビル内などの比較的限定された区域内で，多数のコンピュータなどを回線によって相互に結合し，データなどをやり取りする通信ネットワークシステム。

(3) 通学区域の在り方等の検討

今後の児童生徒数の推移等を考慮しながら，必要に応じ，通学区域の在り方等についての検討を進めます。

(4) 障害のある児童生徒のための施設の充実

障害のある児童生徒の状況に応じた適切な学校施設・設備の整備・充実を進めるとともに，学校施設のバリアフリー化を図り，健常児とともに

に教育を受けることのできる環境づくりに努めます。

4 地域特性を活かした学校教育の推進

(1) 郷土愛を育む教育の推進

郷土の恵まれた自然環境や豊かな歴史・文化にふれながら、先人の業績や生き方に対する理解を深めるなど、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を展開します。

(2) 地域に根ざした特色ある学校づくり

児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進を基本としながら、地域の特色を活かし創意工夫をこらした各学校の主体的な運営を促し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。

また、校区外通学のできる「特認校制度※」の充実を図り、豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を活かして、心身の健康の増進、体力づくりなど豊かな人間性の育成に努めます。

※特認校制度⇒小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康の増進を図り、豊かな人間性を育みたいという保護者の希望がある場合に、通学事情や学級編成等を考慮の上、特別に入学を許可する制度。

5 高等教育機関との連携・交流

(1) 特色ある大学づくりの促進

鹿児島純心女子大学の特色を活かして、看護師、管理栄養士、教職員、保育士や認定心理士など次代を担う人材の育成や社会人入学制度の実施など、高等教育機関としての機能の充実を要請します。

(2) 専門教育機関の充実

川内職業能力開発短期大学校や川内市医師会立川内看護専門学校の機能の充実、公開講座の実施など専門的で高度な教育機能の地域への開放を働きかけます。

また、社会経済の変化や技術の高度化・専門化に対応するため、今後の教育ニーズの動向を踏まえ、川内職業能力開発短期大学校の4年制への移行を要望します。

(3) 地域と高等教育機関との連携

鹿児島純心女子大学、川内職業能力開発短期大学校、川内市医師会立川内看護専門学校の相互交流や、これら高等教育機関と市内企業・行政機関との産学官の連携を図るとともに、これら高等教育機関の有する人

的資源や施設を活用して、地域に開かれた魅力ある教育活動等を展開するよう要請します。

また、学生によるボランティア活動など、地域に密着した多様な活動を支援します。

6 国際化教育や情報教育などの新時代への対応

(1) 指導力の向上

教職員の専門的研修のほか、国際化、情報化に対応した各種研修の充実や計画的・継続的な自己研鑽を通じて、実践的指導力と人間的魅力を兼ね備えた幅広い教育活動を展開できる教職員の育成に取り組みます。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

情報教育機材の整備とともに、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を高められるような学習ソフト・教材を充実し、テレビ会議システムを活用した学校間の交流を積極的に進めるなど、情報教育の質の向上に努めます。また、外国語指導助手（ALT）による国際理解教育・外国語教育を通して、国際化への理解と対応力を高める教育を進め、新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。

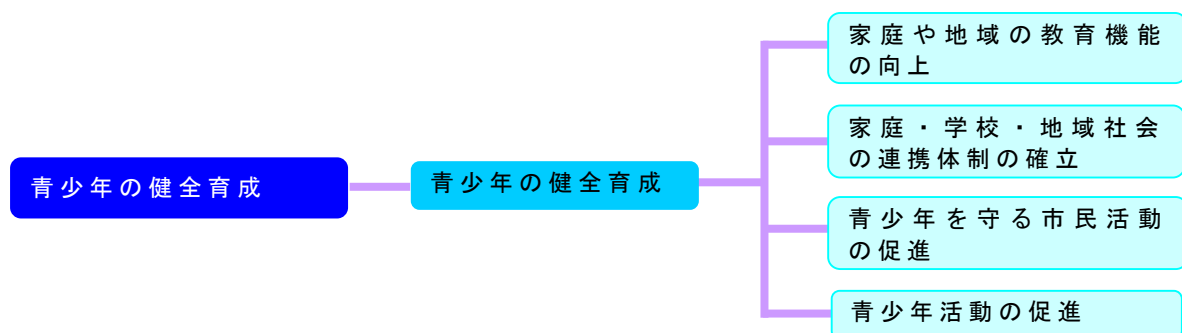
第5節 青少年の健全育成

<現状と課題>

近年，青少年を取り巻く環境は大きく変化しており，子どもたちの意識の変化や非行の低年齢化が進んでいます。青少年による衝撃的な事件が相次いで発生しており，子どもたちの人格の形成に大きく関わっている家庭環境をはじめ，学校教育や地域社会の在り方が問われています。

次世代を担う青少年を，明るく健やかにたくましく育てていくことは，大人の責務であり，すべての市民の願いでもあります。本格的な少子・高齢化社会の到来や生活意識・様式の多様化など，社会環境の変化の中で，心身ともに健全で人間性豊かな青少年を育み，活力ある地域社会を築いていくためには，まず，大人たち自らが，子どもの目標となり得る人間としての自覚をしっかりと持ちながら，家庭・学校・地域の連携を強化し，有害図書等自動販売機の撤去運動などの社会環境の浄化活動，非行防止活動や青少年の様々な体験活動等の取組を積極的に展開していくことが必要です。

<計画の体系>



<計画の内容>

1 青少年の健全育成

(1) 家庭や地域の教育機能の向上

ア 学習機会等の提供

学校と保護者とのふれあいの場の設定や子育てに関するシンポジウム・各種教室の開催，インターネットなどを活用した多様な学習機会の提供等を進めながら，家庭や地域における教育機能の充実を促進します。

イ 地域活動への参加と活性化

地域の教育機能を向上させるため、世代間交流のほかPTA活動や地域活動の活性化を図り、子どもたちが地域の人たちとともに、地域への愛着と誇りを持つことのできる環境づくりに努めます。

(2) 家庭・学校・地域社会の連携体制の確立

ア 地域ぐるみの子育て意識の高揚

学校施設の地域への開放、教職員の地域活動への参加、ボランティアによる教育支援や社会人講師等地域の人材の活用など、家庭・学校・地域社会の三者がそれぞれに役割を分担しながら、相互の連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てるという意識の高揚を図ります。

イ 地域における子育て支援体制の確立

子育ての不安を抱えたまま孤立している保護者を支援するため、子育てを地域社会で支援する地域子育て支援ネットワークの形成を図ります。

ウ 地域と連携した相談体制の確立

学校における相談体制の充実を図るほか、電話・FAX・電子メール等により、いつでも気軽に相談に応じられる体制づくりに努めます。

また、児童相談所、家庭児童相談室、地域の児童委員、警察署など、多様な相談窓口の連携を促進します。

(3) 青少年を守る市民活動の促進

ア 市民意識の啓発

各種の行政機関や民間団体・企業が互いに連携し、家庭・学校・地域と協力し合いながら、社会全体が共通の理解と認識をもって青少年を守る市民活動を展開できるよう、意識の啓発を図るとともに、各種活動への市民の積極的な参加を促進します。

イ 相談・補導活動の充実

青少年の犯罪や非行を防止するため、主任児童委員、保護司、少年愛護委員等による相談活動や地域と一体となったパトロールを含めた補導活動を推進します。

(4) 青少年活動の促進

ア 青少年団体等の育成

子どもが団体活動等を通じ、仲間づくりに取り組み、小さな社会人としての自覚を高めることができるよう、子ども会・スポーツ少年団などの各種青少年団体やサークルを育成します。

また、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年団体相互の連携と交流を促進するほか、ジュニア・リーダー[※]の確保・育成に努めま

す。

イ 社会参加・体験活動，交流活動の促進

自然体験や生活体験・社会体験，ボランティア活動，交流活動等への青少年の積極的な参加を促進し，各自のものごとに感動する豊かな心や他人を思いやる心などを培うとともに，人間性を高めます。

また，野外活動施設の充実を図るとともに，地域社会とのふれあいを促進する様々な活動の場や機会の提供に努めます。

※ジュニア・リーダー⇒指導される子どもたちの年齢に近い若者のリーダー。

第6節 地域文化の保存・継承

<現状と課題>

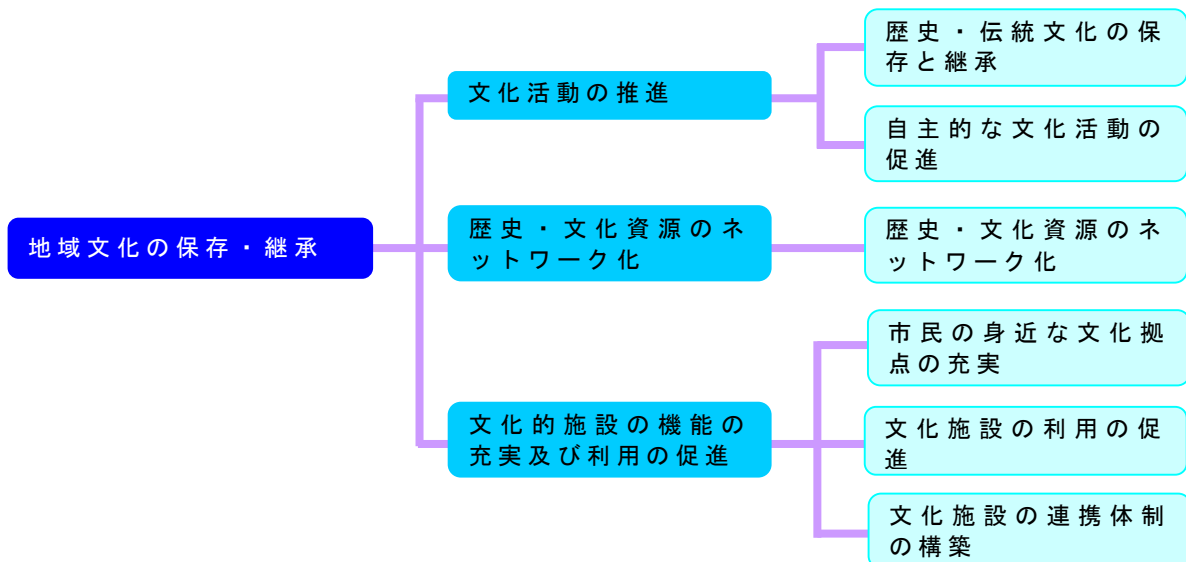
本市は、南九州の中心地として大宝2年（702年）に薩摩国府が設置されたという古い歴史を有するまちです。ニニギノミコト伝説の可愛山陵、国指定史跡の「薩摩国分寺跡」・「清色城跡」や「入来麓伝統的建造物群保存地区」，「甌島のトシドン」，「東郷文弥節人形浄瑠璃」，400年余りの歴史を誇る「川内大綱引」など，有形・無形の歴史・文化遺産や伝統文化が豊富に存在しています。これらは，すべての市民の共通の財産であると同時に，郷土の歴史・文化を理解するための素材として，また，地域に根ざした文化的環境を構築し，地域の独自性を確立するための貴重な資源として，極めて重要なものであることから，それぞれの存在を改めて見直し，その保存・継承に対する理解と意識の高揚を図る必要があります。

しかしながら，こうした歴史・文化が「かけがえのない財産」であることに対する市民の意識は未だ十分に根付いているとはいえず，その存在についてもあまり知られていない状況にあります。

このため，未来に向けた新しい文化を創造していくための素材として，積極的にこれらの歴史・文化資源の保存・活用を図っていくことが必要です。特に，埋蔵文化財については，開発事業との関係において適切かつ速やかな対応と保護体制の確立が課題となります。

また，市民の芸術文化活動への欲求の高まりに応え，学習機会の充実と活動又は発表の場の確保に努めること等により，より豊かできめ細やかな文化活動を促進するとともに，文化的施設の機能の充実及び利用の拡大を図っていくことが必要です。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 文化活動の推進

(1) 歴史・伝統文化の保存と継承

ア 伝統行事の保存・継承

古くから地域に伝わる芸能・風俗，行事などの伝統文化については，地域の青少年の参加・体験型学習の材料として活用するなど，地域ぐるみでの保存・継承を促進し，必要に応じて文書や映像としての記録・保存を進めます。

イ 文化財の調査・保存・活用

開発行為等により滅失するおそれのある埋蔵文化財については，発掘調査等を実施するとともに，開発との十分な調整を図りながら保護に努めます。また，民間保有の有形文化財については，散逸やき損を防ぐため，所蔵者からの寄贈・寄託の働きかけや購入に努め，保存を図ります。さらに，学術的価値や地域的重要性の高い文化財については，国・県・市による指定に努め，有形文化財の修理・復元による展示・公開を図るほか，史跡の環境整備等を進めます。

ウ 歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

伝統芸能・行事，文化財等を活かしたまちづくりを振興するほか，地域文化の情報発信を促進します。

(2) 自主的な文化活動の促進

市文化祭への市民の自主的な参加を促すとともに，芸術文化に関する発表会やフェスティバル等を開催し，市民が一体となった新たな文化活動の成果を発表する機会の創出や，文化活動団体間の相互交流の促進に努めます。

2 歴史・文化資源のネットワーク化

可愛山陵・新田神社，薩摩国分寺跡史跡公園，史跡清色城跡，入来麓伝統的建造物群保存地区，倉野磨崖仏，大宮神社，亀城跡，下甌島の武家屋敷通り，川内歴史資料館，川内まごころ文学館，各郷土館をはじめ，本市が有する歴史・文化資源を活かし，歴史・文化探索ルートを設定し，市民に広めるとともに，本市における観光・レジャー分野の振興という観点も視野に入れたネットワーク化を図ります。

3 文化的施設の機能の充実及び利用の促進

(1) 市民に身近な文化拠点の充実

川内文化ホールや入来文化ホール，生涯学習センター，図書館等の文化施設について，市民に身近な地域文化活動の拠点として位置付け，その機能の強化を図ります。また，市民や子どもたちに郷土の歴史，文化，自然など実物に触れられる学習機会を提供することにより，ふるさとを再発見し，郷土愛や地域の連帯感を育むことができるよう，川内歴史資料館，川内まごころ文学館，各郷土館，史跡公園などの施設や埋蔵文化財発掘現場などを歴史学習の拠点として位置付け，その積極的な活用を図ります。

(2) 文化施設の利用の促進

各文化施設が，市民の多様なニーズに沿った，より使いやすいものとなるよう，利用形態や運営方法の改善に努めるほか，バリアフリーなど施設・設備の改善を進めます。

(3) 文化施設の連携体制の構築

文化施設における収蔵品等の有効活用を図るとともに，各施設の個性や特徴を活かした魅力ある企画を実施できるよう，市内外の文化施設間のネットワーク化を図ります。

第7節 スポーツの振興

<現状と課題>

スポーツは、健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を育むとともに、生きがいのある健康で文化的な生活を営む上で、大きな役割を果たすものです。

自由時間の増大や健康志向の高まりなどに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心とニーズは、一段と高まっており、活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりはもちろんのこと、自己研鑽や仲間づくりなど多様化・高度化しています。

このため、市民の誰もが年齢や身体状況に応じてスポーツ活動を楽しむことができるよう、それぞれのライフステージや能力に応じたスポーツ活動の普及・定着を図り、青少年の心身の健全な発達や市民の健康の維持・増進を促進することが重要になります。

本市では、地域ぐるみで取り組んでいるホッケーの競技会をはじめ、全市的な各種スポーツ大会から各地域・地区レベルのものまで多彩なスポーツイベントが行われていますが、市民のスポーツ活動に対するニーズは益々多様化することが予想されます。

今後は、競技スポーツや学校体育の振興はもとより、すべての市民がそれぞれの状況に応じて多様なスポーツ活動を行うことができるよう、各施設等の利活用を図るとともに、身近な地域レベルでの環境の整備や自主的な組織活動の促進、指導体制の充実等に努めていく必要があります。

<計画の体系>



<計画の内容>

1 スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション施設等の充実

ア スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民が、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行

うことができるよう、中心的な拠点施設である総合運動公園等の充実を図るとともに、その適切な維持管理に努めます。

また、小中学校の屋内運動場、グラウンドなど学校施設の開放を進めるとともに、市民が身近にスポーツを楽しむことができる公園、広場等の地域施設の充実を図ります。

さらに、市民の健康志向の高まりに対応するため、民間活力によるスポーツ・レクリエーション施設の整備を促進します。

イ 野外活動空間の整備

寺山をはじめ川内川河畔、各地の海水浴場・キャンプ場など、豊かな自然環境を活かした野外活動空間の整備を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

ア 情報提供と参加機会の拡大

スポーツやレクリエーションに関する行事の案内を積極的に行うなど、広く市民に情報を提供し、市民ニーズに対応したスポーツ交流やレクリエーション活動への参加機会の拡大に努めます。

イ スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

市民の生涯学習活動や高齢者・障害者の社会参画活動の手段として重要な役割を果たしているレクリエーション活動の振興を図ります。

また、親子の心のふれあいを促進するため、誰でも参加できるファミリー型のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努め、スポーツ参加人口の拡大を目指します。

さらに、各地域・地区で実施されている各種のスポーツ活動の充実を図ります。

ウ 各種団体の育成

市体育協会の充実・強化を図るとともに、各種競技団体やレクリエーション協会等の活性化に努めます。

また、総合運動公園施設や地域体育施設の利活用を促進し、日常的なスポーツ活動や健康づくり活動を促進するため、幼児から高齢者を対象とした「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

エ 競技力向上の推進

各種競技大会の開催や専門的なスポーツ教室の実施により、学校体育関連団体、スポーツ少年団、社会人クラブチーム等の競技力の向上に努めます。

オ スポーツ振興基金の活用

市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進し、心身の健全な発達とスポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、各種スポーツ・レクリエーションの全国大会、九州大会等への参加や、市内でこれらを開催するに当たって必要となる経費等への助成を行い

ます。

カ 野外活動の促進

市内の野外活動施設等の有効活用を図り、ハイキングや水上スポーツなどを通じた多様な自然とのふれあいを促進します。

キ プロスポーツ等の招致

スポーツを活用した地域振興を図るため、プロチームをはじめとするスポーツ合宿や各種大会の招致などに取り組みます。

第8節 交流活動の推進

<現状と課題>

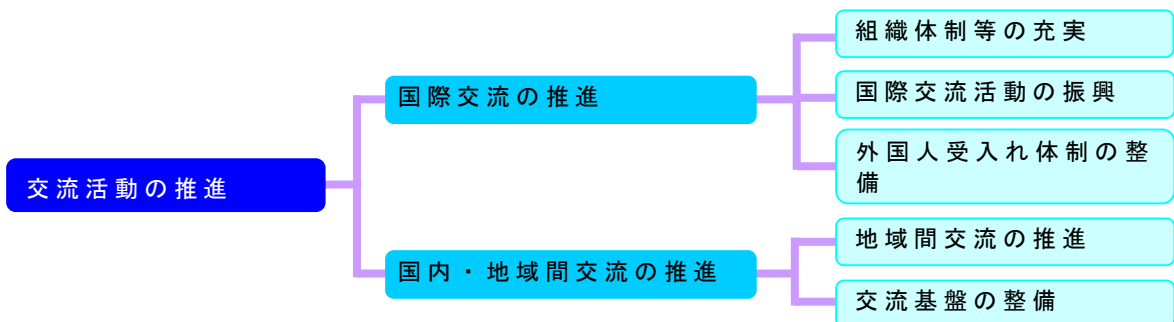
近年，社会経済活動が地球的規模で展開されるとともに，インターネット等の情報通信技術や移動体通信の普及により，時間と距離の概念が大きく変化しています。それに伴い，市民レベルでの国際的な交流活動が活発に展開されるなど，あらゆる分野で国際化が進んでいます。

本市では，中国江蘇省常熟市及び中国上海市嘉定区馬陸鎮と友好都市交流を進めており，スポーツ，文化，経済など幅広い分野で相互交流活動を展開しています。民間においても，「からいも交流」をはじめとして，諸外国との交流が積極的に行われています。

今後とも，国際交流センターを活動拠点として，鹿児島純心女子大学等関係機関との連携を図りながら，国際交流を幅広く推進するとともに，これらの交流を担う民間団体等の育成を図る必要があります。

一方，国内の各地域との間の人・物・情報の活発な交流は，他地域との結びつきを深め，地域に活力とにぎわいを創出し，地域の活性化の起爆剤となることも期待されます。本市においても，川内川流域市町との交流活動等を進めているところですが，今後は，市外の地域との交流のみならず，市民の一体感の醸成を図る観点から，市内の各地域間の交流・連携を積極的に進めるなど，多様な地域間交流の推進に取り組む必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 国際交流の推進

(1) 組織体制等の充実

ア 民間交流団体の育成

市民の自主的な国際交流活動を促進するため，国際交流を行う市民

団体に対する支援に努めます。

また、市国際交流協会の会員の増加を図るとともに、同協会の事業の積極的な展開を促進します。

イ 国際化を担う人材の育成

市民の国際理解を深め、国際化を担う人材の育成を図るため、国際交流員を活用した外国語講座や国際理解講座などを実施し、外国語と外国文化に通じた市民の育成に努めます。

(2) 国際交流活動の振興

ア 多様な国際交流の推進

中国、韓国や台湾などアジア諸国との間において、経済交流をはじめ、芸術、文化・スポーツ、技術など様々な分野にわたり、市民、企業、地域など多様な主体による国際交流の展開を図ります。

イ 地域密着型の市民交流活動への支援

「からいも交流」事業による世界各都市からのホームステイの受入れなど、民間団体による自主的な国際交流活動を促進するとともに、友好都市「常熟市」・「馬陸鎮」への訪問や日中友好の船「新鑿真」乗船などを支援します。

また、民間団体と鹿児島県国際交流協会やアジア・太平洋農村研修村等との連携による国際交流活動を促進します。

さらに、鹿児島純心女子大学との連携により、地域住民等と留学生との交流を促進します。

ウ 友好都市交流の推進

市国際交流協会、市文化協会、市民大学等との連携を図りながら、友好都市との文化交流を推進するとともに、公式訪問団等の受入れと派遣を行うなど、引き続き各分野での交流活動を進めます。

エ 海外派遣研修の推進

青少年のスポーツ等交流訪中事業をはじめ、小・中学生を対象とした青少年海外派遣事業を推進します。

オ 「新鑿真」による研修旅行の実施の促進

「新鑿真」を活用した県の青少年海外派遣事業等や中・高等学校の修学旅行の実施を促進します。

(3) 外国人受入れ体制の整備

外国人留学生やホームステイ研修生等の受入れを促進するため、通訳やホームステイ先のボランティアの登録、国際交流センターにおける外国人への生活相談サービスの充実等を図ります。

また、国際交流センターを中心に、外国語を併記した観光案内パンフレットを配布するとともに、市内各所における公共施設等の案内標識の

充実，生活ガイドブックの作成など，外国人にも暮らしやすい生活環境の整備を図ります。

2 国内・地域間交流の推進

(1) 地域間交流の推進

ア 市内の各地域間の交流・連携の推進

市民の一体感を醸成し，相互効果によってそれぞれの地域の活性化を図るため，青少年交流をはじめとして，市内の各地域間の交流・連携活動の活性化に積極的に取り組みます。

イ 他地域との交流の推進

川内川，国府・国分寺，祭り，文学，特産品など，共通のテーマを有する地域との交流を推進するとともに，学校・団体・グループなどを単位とした自発的な地域間交流を促進します。

また，広域的な視点に立った多様な交流・連携のネットワークづくりを進めるほか，他の地域とのイベントの共同開催など，地域特性，歴史・文化などを軸とした多様な交流の展開を図ります。

さらに，各地域の観光や文化の振興等を図る観点から，農業体験学習などを通じて市内の農山漁村地域と市外の大都市地域との交流を促進し，他地域との交流機会の創出に努めます。

(2) 交流基盤の整備

地域間の交流・連携を促進するための基盤として不可欠な広域交通網や情報通信網の整備を促進します。

また，総合運動公園，唐浜キャンプ海水浴場，川内川宮里公園など，本市の持つ資源を活かした交流拠点の整備・充実を図ります。